

○計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三章 特別な計量器 （家庭用特定計量器の技術上の基準） 第二十条 法第五十三条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、<u>日本工業規格 B 七六一三（二〇一五）</u>による。</p>	<p>第三章 特別な計量器 （家庭用特定計量器の技術上の基準） 第二十条 法第五十三条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、<u>日本工業規格 B 七六一三（二〇〇八）</u>による。</p>